

(答申第159号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った公文書非公開決定（不存在）は、結論において妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求等

(1) 公文書公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成31年4月25日付けで実施機関に対し、次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(2) 本件公開請求の内容

国道256号高富バイパス、仮称高富インター入口交差点から美山側約1.1km区間についての道路管理者等からの公安協議等打合せを含む一切の書類

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書を作成又は取得していないことを理由として公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和元年5月8日付け交規第270号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として令和元年5月27日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、岐阜県公安委員会（以下「審査庁」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

審査庁は、条例第18条第1項の規定に基づき、令和元年6月4日付け岐公委（総）第15号の2で、本件審査請求について、岐阜県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

情報開示できる情報を開示してほしい。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由の要旨は、以下のとおりである。

(1) 文書が存在することについて

私が県土整備部道路建設課及び岐阜土木事務所道路課の担当者と平成31年4月に面談した際、交通規制課と打合せ（以下「本件打合せ」という。）を行ったと認めており、メモ程度の書証は必ず存在する。交通規制課内部の人事

異動や住民からの問い合わせに対応する際に記憶のみを根拠とすることは新たな混乱を招きかねず、警察という組織から考えて、メモ程度の書証はあって当然である。

道路法第95条の2第1項に基づく意見聴取は、それまでの打合せ結果のまとめであり、それまでの過程そのものが街づくりであり、公安協議である。岐阜土木事務所道路課が交通規制課との打合せのとおり図面を作成し、地元の説明しなかった場合、口頭だけでは、紛争の元となってしまうため、何らかの書証があるはずである。

(2) 本件打合せ記録等が必要であることについて

住民への説明において「警察との打合せ結果」として岐阜土木事務所道路課が説明する以上、住民にとっては道路管理者による説明会での説明が公安協議の結果そのものであるため、交通規制課一担当者との打合せ結果とするのは、住民に対する説得力に欠けるのではないか。交通安全上の考え方や意見を積極的に提起することは、公的機関の責務であり、交通規制課の公文書はそのための有力なツールである。

もっと言えば、大きく交通規制を変更する場合は、警察の方が説明会に来て説明してほしい。現に平成6年度から7年度にかけて行われた岐阜市水野町での都市計画道路栄町西ノ荘線の道路工事において、中央分離帯を設けることにより周辺の交通規制を変える必要があった際は、当時の岐阜南警察署の交通課の責任者の方が直接住民の方に説明され、意見も聞いていた。是非とも検討してほしい。

実際に、岐阜土木事務所道路課が地元説明会を実施した際に提示した全体平面図には、道路管理者の計画を「大筋では変更しない」趣旨が表記されているが、交通規制課の交通安全に関する意見などでもなければ同事務所道路課は変更しない方針と受け取れ、交通規制課の文書が持つ意義は大きいといえる。

道路管理者に対する打合せの際、交通規制課が道路管理者に対して交差点の形状について説明しているはずであるが、道路管理者の住民に対する説明ではその点が十分明らかとなっていない。また、地元が困る図面を道路管理者が作成しているのは、交通規制課が打合せの中で道路管理者に対して必ず有用なアドバイスをしているからであるが、どのようなアドバイスをしているか不明である。以上のことは、交通規制課の文書を確認すれば明らかになる。

交通規制課が道路管理者に対してどのような助言・指導をしたか知ることによって住民としても道路管理者により適切に要望することができるため、住民参加による道路づくり、まちづくりに少しでも役立つように、情報を開示してほしい。

第4 実施機関の主張

1 趣旨

本件審査請求を認容しない旨の答申を求める。

2 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 文書不存在とした理由について

公安協議とは、道路法第95条の2第1項に基づく意見聴取（以下「意見聴取」という。）を指すが、この意見聴取がなされれば、公安委員会として交通規制に関すること、交通安全に関すること等の意見を回答することとなるため、最終的には文書を作成して保存管理することとなる。

この意見聴取の時期については、ある程度詳細な設計ができる段階までになされるのが通常であるが、本件の箇所については、そこまでの段階に至っていないものであることから、意見聴取はまだなされておらず、意見聴取に関する文書も存在しない。

一方、意見聴取前の打合せについては、道路の設計に当たり、信号機のほか各種交通規制と整合するよう十分配慮しなければならないとされており、法令に特段の定めはないが、手戻りがないよう打合せする場合がある。

その場合、打合せ記録は、実施した都度作成しているものではなく、事案の軽重、記録の必要性から作成の要否を判断しており、組織としての判断を要する事案や交通に与える影響が大きい事案について打合せを行った場合は記録を文書に残すが、単に一般的な意見を述べるのみの場合は記録を作成しない。具体的には、所属として情報を共有したいもの、信号機、交通規制の必要性等の検討事項があれば記録を作成している。

本件の場合、交通規制課の別室で道路管理者と5回程度打合せを実施したことは間違いないものの、本件打合せは、単なる担当者間での打合せであって、内容も一般的な交通安全上の意見を述べた程度であり、特別な検討を要しなかったため、打合せ記録を作成していない。

また、打合せの際に提示された図面等についても、道路管理者が持ち帰ったため残っていない。

(2) 本件打合せ記録等が不要であることについて

道路管理者の事業内容を検討していくに当たり、担当レベル、課長補佐以下と打合せをしてその場で回答すべき段階であれば情報共有や検討の素材として記録は不要であり、それよりもっと上の課長レベルまで判断材料として詳細な検討が必要な段階に至れば記録を残す必要が生じる。

本件打合せの場合、まだ課長レベルまでの検討が必要な段階になく、実施機関側の発言はあくまでも担当者間での一意見に過ぎない。最終的には意見聴取がなされることとなり、その際に最終的な意見を述べることができるため、その前段階において当方で打合せ記録を残していなくても、特段の問題は生じない。

意見聴取がなされれば、その際の回答文書が当方の最終的な判断となり、文書で道路管理者に通知することとなるため、後の紛争の元となることもない。

第5 審査会の判断

審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分の妥当性について

審査請求人は、本件打合せ記録等の存在を前提に、本件処分を取り消し、公開することを求めている。

これに対し、実施機関は、本件打合せを行ったこと自体は認めているものの、本件打合せ記録等を作成又は取得しておらず、非公開決定をしたと主張している。

そこで、当審査会が実施機関から聴取したところによれば、「本件打合せのような意見聴取前の打合せは年間80件程度と相当数行っており、組織としての判断を要する事案や交通に与える影響が大きい事案について打合せを行った場合は記録を文書に残すものの、単に一般的な意見を述べるのみの場合は記録を作成しない。そして、本件打合せは、担当者間で交差点の形状や安全対策について一般的な意見を述べたに留まることから、多くの打合せの場合と同様に打合せ記録は作成しておらず、取得もしていない。」ということである。

実際、本件公開請求の対象となっている道路工事において、現時点で道路管理者から意見聴取がなされる段階に至っていないことからすれば、本件打合せ記録等を作成又は取得していないという実施機関の説明が不自然・不合理であるとまでは認められない。

これに対し、審査請求人は、本件打合せにおいて道路管理者が作成した打合せ記録も示しながら、本件打合せ記録等がなければ記憶のみを根拠として住民等からの問い合わせに対応することになり新たな混乱を招きかねないこと、本件打合せ記録等を確認することによって道路管理者がどのような実施機関の指導に基づいて事業を進めようとしているか明らかにできることなどから、少なくともメモ程度の書証を実施機関は保有すべきであり、よくよく探してほしいと述べている。

しかし、審査請求人の当該主張は、本件打合せ記録等の意義や必要性を示すにとどまり、実施機関が本件打合せ記録等を公文書として現に保有していることを示すものとはいえない。

2 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

3 付言

当審査会の結論は以上のとおりであるが、以下の点について付言する。

条例第1条は、「県政を推進する上において、県民の知る権利を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務を全うすることが重要であることにかんがみ、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県民の県政への参加を促進し、県政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた県政を実現すること」を本条例の目的として定めている。

実施機関においては、この条例の趣旨を踏まえ、例えば、担当者間での事務の引継ぎが発生した場合においても県民に対する説明責任を組織として確実に

果たし、さらに、県民が実施機関の事務事業の妥当性を検証することができるよう、意見聴取に至る前の段階における担当者間での打合せについても必要に応じて概要程度の記録を作成するなど適切な措置を講じられたい。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
令和元年6月4日	実施機関から諮問を受けた。
令和元年7月1日	実施機関から弁明書（写し）を受領した。
令和元年8月1日	実施機関から反論書（写し）を受領した。
令和元年9月24日 （第164回審査会）	諮問事案の審議を行った。
令和元年11月26日 （第166回審査会）	審査請求人及び実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
令和元年12月24日 （第167回審査会）	諮問事案の審議を行った。

（参考） 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	加藤 享子	岐阜県商工会女性部連合会	
	川田 智子	行政書士	
会 長	栗山 知	弁護士	
	下條 芳明	朝日大学法学部教授	
	和田 恵	弁護士	

（五十音順）